

開発行為許可申請手数料の改定のお知らせ（令和7年7月4日～）

1 開発行為許可申請手数料	改定額	現行単価
ア 主として自己の住居の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合（自己居住用）		
開発区域の面積が0.1ヘクタール未満	<u>8,900円</u>	<u>8,800円</u>
開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満	<u>23,000円</u>	<u>22,000円</u>
開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	45,000円	45,000円
開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満	89,000円	89,000円
開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満	130,000円	130,000円
開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満	180,000円	180,000円
開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満	230,000円	230,000円
開発区域の面積が10ヘクタール以上	310,000円	310,000円
3 市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料	改定額	現行単価
1件につき	<u>48,000円</u>	<u>47,000円</u>
4 予定建築物等以外の建築等許可申請手数料	改定額	現行単価
1件につき	<u>27,000円</u>	<u>26,000円</u>
5 開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料	改定額	現行単価
開発区域の面積が0.1ヘクタール未満	7,100円	7,100円
開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満	19,000円	19,000円
開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	40,000円	40,000円
開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満	71,000円	71,000円
開発区域の面積が1ヘクタール以上	<u>101,000円</u>	<u>100,000円</u>
9 優良宅地造成認定申請手数料（居住用）	改定額	現行単価
開発区域の面積が0.1ヘクタール未満	89,000円	89,000円
開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満	<u>140,000円</u>	<u>130,000円</u>
開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	200,000円	200,000円
開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満	270,000円	270,000円
開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満	400,000円	400,000円
開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満	520,000円	520,000円
開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満	680,000円	680,000円
開発区域の面積が10ヘクタール以上	900,000円	900,000円

（下線 改正部分）

○令和7年7月4日に受付をする申請から改定後の手数料が適用されます。